

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 89 回制度検討作業部会

日時 令和 6 年 2 月 28 日（水） 9：00～11：25

場所 対面・オンライン開催

1. 開会

○事務局

では、準備が整いましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第 89 回制度検討作業部会を開催いたします。

委員、オブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

なお、安藤委員、武田委員はご欠席、松村委員は 10 時までのご出席となります。

また、今回も対面とウェブでのハイブリッド開催となります。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は大橋座長にお願いいたします。

2. 議題

(1) 予備電源について

○大橋座長

皆さん、おはようございます。朝早い時間から、本日もご参集いただきまして、ありがとうございます。本日、89 回の検討会では、五つの議題をご用意させていただいています。本日も大変盛りだくさんですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

最初の議題の 1 は予備電源についてということで、資料 3 をご用意いただいていますので、まず事務局よりご説明のほうをお願いいたします。

○事務局

では、資料 3 に基づいて、予備電源についてご説明させていただきます。

1 ページ、ご覧いただければと思います。今回ご議論いただきたい論点ですけれども、こちらに記載の石油火力の燃料関係費用の扱いから、予備電源の応札価格の目安となる価格の考え方などを含めて 7 点、ご議論をいただきたいと思っております。

早速、3 ページをご覧いただければと思います。石油火力の燃料関係費用の考え方がございますけれども、予備電源の立ち上げに当たって必要な燃料というのは、基本的な考え方としては、立ち上げが決まってから確保するというのを原則と考えておりますけれども。ただ

し、石油火力向けの原油・重油につきましては、その石油火力の特徴からすれば、サプライチェーンの確保に当たっての課題、特に元売り等の重油の精製能力削減ですとか、内航船隻数の減少、こういったところが石油火力の設備容量稼働の減少に伴って生じているという状況でありまして、立ち上げ決定後の燃料調達というのは、困難な場合があると考えられます。

こうしたことから、石油火力に関しては、立ち上げが決まってからでは燃料の確保が難しいという場合に限っては、あらかじめ燃料を確保しておいて、その分の費用を予備電源に計上するというのを認めてはどうかと考えております。

4ページですけれども、具体的には、短期立ち上げの予備電源に限った対応となりますけれども、あらかじめ発電所等のタンクに必要量、最低限の燃料を保管しておいて、その分の燃料購入費、保管費を計上するというのを認めてはどうかと考えております。

なお、長期予備電源、長期立ち上げの予備電源に関しては、この措置の対象外としたいと思っております。

また、稼働電源を予備電源化する場合には、電源を休止する際に残る燃料をそのまま保管するというのを可能としてはどうかと考えております。

また、応札時から実際の燃料調達までに燃料価格が変動するような場合には、その差額を事後的に精算するというのも認めてはどうかと考えております。

続いて、5ページですけれども、燃料サプライチェーンの契約というのは、この最低限の量を保管するという場合には、一旦途切れるということが想定されまして、こういう場合には、燃料の追加調達が必要となっても困難ということも想定されます。

こういう場合に備えまして、あらかじめ保管していた燃料を使い切った場合、その電源はそれ以上稼働することが難しくなってしまうので、それ以降は予備電源としてのリクワイアメントを満たせなくなるという可能性があるのと、こういう点には留意をして、今後詳細に、募集に向けた制度設計の確定に向けた準備を進めていきたいと考えております。

なお、サプライチェーン維持に必要な内航船契約費、あるいは元売・商社等との契約費の計上ということまで認めますと、費用があまりに高額となるという可能性があるのと、予備電源の対象費用には、これらは含めることは適切ではないのではないかと考えております。

6ページですけれども、続いて、燃料をあらかじめ保管していた短期の立ち上げ予備電源が立ち上げプロセスを経て稼働する場合の燃料費の考え方でありまして、この短期立ち上げの場合には、立ち上げプロセスとしてkW公募等を想定しておるわけですけれども、現状kW公募では、燃料費はマストラン費用等を除いてkW単価には織り込まれずに、kWh単価、すなわち卸市場等で確保するということが想定をされています。

kW公募で立ち上げた後の電源の燃料費を、この予備電源の場合には、予備電源側で燃料費を積んだ場合に0円とすることができるということで、こういう場合には、その卸市場等でのほかの電源に比べて約定しやすくなる、あるいは事業者の利益が大きくなるという

ころが想定をされることから、予備電源側で計上した燃料費であっても、立ち上げのkWh単価にこれは含めるということにした上で、稼働した分の燃料費相当分は予備電源制度側に全額還付を求めるといような対応があるのではないかと考えております。

7ページでございます。事業者が電源を立ち上げて発電するか、あるいは燃料を転売するということも、これは予備電源の制度適用期間終了後に燃料が残る場合には考えられるわけでありまして、残った燃料をそのまま廃棄するというよりは、こうした行動が取られることも自然かと考えております。

こうしたことから、残った燃料の扱いについては、事業者において発電または燃料転売を行うということを可能として、その際の利益の一部を還付いただくこととしてはどうかと考えております。

具体的には、長期脱炭素オークション等を参考に、9割を還付するといようなことを考えております。

また、この対応ですけれども、残った燃料の処理期間というのは、制度適用期間終了後から1年程度ということにして、処理に当たって追加の費用が必要となるような場合でも、その費用の手当はしないという整理としてはどうかと考えております。

以上が、石油火力の燃料に関する扱いでございます。

続いて、13ページ以降、目安の価格の考え方についてご説明したいと思っております。

14ページ、ご覧ください。目安の価格という点についても、この予備電源の中でこれまで、例えば昨年11月ご議論いただいております。この容量市場の価格、目安の価格というのを下回るというのを求めるといようなご議論をいただいておりますけれども、この規律の趣旨というのは、休止電源、予備電源の確保に必要なコストというのが、稼働電源の確保に必要な容量市場の価格を上回るというのは適切ではないのではないかとこの考え方に基づいたものでありまして。こういう中では、当該実需給年度における可動電源の価格シグナルの意味合いを持つ約定価格と比較するといことが適切ではないかと考えております。

以前、11月にご議論をいただいた際には、指標価格等と比較することとしてはどうかというふうにしてございましたけれども、指標価格のほうは、価格がもちろん安定していて、事業者にとっての予見性が高いという点はメリットがあると考えられますけれども、諸元が電源の新設コストであるとか、容量市場と予備電源のコスト比較という意味では、こうした点から適さない可能性があるかと考えております。

さらに15ページですけれども、目安の価格として約定価格を用いる場合には、毎年約定価格の変動というのは一つの心配材料になるかと思っております。これにより予見性が低くなるというのが課題かと思っております。

ただ、この点は、過去4回の容量市場の価格の平均値を目安の価格として設定するといこととしてはどうか。具体的には、容量市場で実際に事業者を支払われる平均的な価格、総平均単価の4年度間平均を用いるといこととしてはどうかと考えております。

さらに具体的には、この価格というのを算定しますと、経過措置を考慮した総平均単価における過去4年間の平均値、6,429円/kWということで、この予備電源の応札価格は、この価格を下回るということを基本として求めてはどうかと考えております。

ただしということで、19ページでありますけれども。まず、一つには、これは短期立ち上げと長期立ち上げと二つある中で、どちらに適用するのかという点ですけれども。これは、いずれに対しても同様に、差を設けずに適用するというにすることはどうかと考えております。

また、20ページでありますけれども、目安の価格というのは、一体どういうものとするべきか。上限という言い方をしていないわけですが、上回っていても落札とできるような限定的な条件があるのではないかと考えておまして。具体的には、各募集エリア、東または西において、制度適用期間の終了等によって、とある年度の予備電源がなくなる見込みであると。かつ、その年度向けの募集における応札電源が目安価格を超えるというような、こういう場合に限り、当該電源を落札としなければ、その年度中の予備電源はゼロになってしまうということになります。

こうしたことから、応札電源が目安の価格を上回っていたとしても、予備電源が1基も確保できない事態を回避するために落札できるようにするというのは、適切ではないかと考えておまして。

21ページですけれども、目安の価格を上回るような応札電源を落札させないと、東、西、それぞれのエリアにおいて予備電源が1基も確保できないという場合に限り、目安の価格を上回っても落札可能としてはどうかと考えております。

ただし、初回募集においては、既に確保している予備電源が存在しないというのは当然であります。初回に限りは、調達状況を踏まえてといいますか、この今回の条件の適用というのはせずに、初回募集時の調達状況を踏まえて2回目以降から、この条件を適用することとしてはどうかと考えております。

以上が、目安の価格の考え方であります。

続いて、立ち上げプロセスにおける予備電源と重複する費用の考え方であります。

23ページですけれども、予備電源としての募集と、それから予備電源になった後の立ち上げプロセスというのは、それぞれ別々に想定しているわけですが、そういう中では、いずれの応札の費用の中にも重複する項目、あるいはその内容というのが生じてくる可能性があります。

具体的には、この後、26ページまで飛んでいただければと思いますけれども、予備電源が立ち上げプロセスに応札する際には、この予備電源と重複する分の費用を差し引いた形で応札価格を作成して応札をしていただくと、そういうふうにはどうかと考えております。

続いて、事業報酬の算定方法について、30ページ以降でございます。

31ページであります。この事業報酬の算定方法についても、対象に、これは事業者の

応札インセンティブを確保するという目的で、まず事業報酬を対象に含めるとご議論をいただけてきましたけれども、その具体的な方法についても考え方の整理が必要でありまして。

例えば、2行目ですけれども、ベースロード市場におきましては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に基づいて、具体的には3パラですけれども、レートベース、事業資産の価値に事業報酬率を乗じるという形で計上されています。

これを仮に予備電源に適用しますと、高経年火力が中心であるという中では、減価償却進んでおりますので、資産価値が極めて小さい電源に対してということになりますと、ほとんど事業報酬が得られないということになります。

他方で、長期脱炭素オークションのほうは、原則20年間という長期間の容量収入を回収するという前提で、税引き前WACC5%までの織り込みを認めております。ただ、これは予備電源とは明らかに性質が異なる、非常に長期の投資を念頭に置いたものであるということで、結論としては、レートベースには1.5か月分の営業資本が含まれているということで、予備電源の事業報酬としては簡便な手法によりまして、制度適用期間分の営業費用、総営業費用を運転資本とみなし、休止電源を維持するための総営業費用相当額に一定の割合、事業報酬率を乗じるという方法を取ってはどうかと。

32ページにも、同様の趣旨で太線部分を書いております。こうした考え方にしてはどうかと考えております。

続いて、追加的な調達の考え方についても、36ページ以降ですけれども、37ページになりますが、過去の取りまとめの中で、予備電源、これは必要に応じて追加的に調達ができるというふうに整理をしてきたわけですけれども、2パラグラフ～4パラグラフにかけてのとおり、差し替え、あるいは追加オークションとの関係など、いろいろと整理をすべきことが多いと考えております。

こうしたことから、まず、制度開始当初においては、まずは追加調達というのはそもそも行わない。その上で、今後、予備電源制度開始以降、進めていく中で、募集の実績等を踏まえて、この点については詳細を整理していくということで、今回は、まずは整理を後回しにしてはどうかというふうに考えております。

続いて、41ページ以降、やむを得ない理由による退出の扱いでございます。この予備電源は、事業者からの申出によって、契約容量の一部または全部が退出する場合については、退出ペナルティーを課すということにしておりますけれども、一律に退出ペナルティーを課さないことが妥当と考えられるケースというのものもあるかと思ひ、この点、ご議論いただきたいと思っております。

この42ページ、3パラグラフにありますように、例えば、リクワイアメント達成が困難となるような要因というのが、戦争、大規模自然災害等、または契約後に発生した事後的な法令改正や規則等の適用であることが明らかな場合。あるいは、あらかじめ、これは論点1、石油火力の燃料と共通するところがありますけれども、あらかじめ発電所等のタンクに燃

料を保管した短期立ち上げの予備電源が、供給力の供出によって燃料を使い切ってしまう、しかも再調達が困難というような、こういうやむを得ない場合というのは、退出ペナルティーを課さないことが妥当ではないかと考えております。

また、こうした場合、43 ページでありますけれども、予備電源の費用というのは、制度適用期間内で、年ごとに均等化して支払われるというふうに、過去、整理してきております。

そうしたことから、やむを得ない理由として退出ペナルティーを課さない退出とした場合に限れば、既に支出した修繕費等、これは制度適用期間の長さにかかわらず支出が必要な費用相当ですけれども、これについては退出以降も支払いを継続するという整理にはどうかと考えております。

続いて、45 ページ以降、最後に、制度適用期間の考え方でございます。制度適用期間ですけれども、予備電源における基本的なリクワイアメントというのは、立ち上げプロセスに応札することというふうにしております。この関係からすると、立ち上げプロセスまで、修繕の完了というのを持ち越して、最後に修繕を完了させた上で立ち上げようという、こういうケースも想定される中では、修繕等の工事が完了する時点ではなく、立ち上げプロセスで応札可能となる時点というのを、この制度適用期間の開始時期というふうに設定することが適切ではないかと考えております。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。予備電源について、七つの論点をご提起いただいたということでもあります。

それでは、委員、オブザーバーの方々から、自由にご意見、あるいはご質問をいただければと思います。対面の方では挙手などでお知らせいただいて、オンラインの方は、チャットにコメント欄でご希望の旨、お知らせいただければ指名をさせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻委員

辻です。ご説明ありがとうございました。

目安の価格のところと、あと最後のほうのやむを得ない理由による退出というところで、それぞれコメントというかですけれども。

まず、目安の価格については、1点目は細かいところなんですけど、15 ページのところは過去4回の容量市場の価格の平均値ということを書いていますけれども、この4回というのは、現状までの過去の分という、そういう意味なのか、次回以降というか、この先も引き続き過去、全ての容量市場での価格の平均値ということで、この回数を伸ばしながら適用していくというイメージなのか。長期的なトレンド等あると思いますので、あまり遡り過ぎるのも適切ではないかとは思いますが、ちょっとその点を、念のために確認させていただきたいと思いました。

あと、目安の価格については、21 ページのところですが。目安の価格を上回っていても落札とできる条件というところですが、その基本的な考え方としては、予備電源も確保できないというような状況のときは、落札可能という整理はいいかなというふうに思うんですが、その下にある初回募集のときに関しては、その適用対象外と。このお考えについても、分かるところもある一方で、予備電源、確保できないという状況が実際に生じていかどうかということと、あとは実際に運用していく中で、いろいろ見えてくる部分もあるかとも思うと、必ずしも永続的に、その1回目のときには、この特例的なものを利用しないというふうにしなくてもいいかとも思っています。基本方針は、この原案のとおりでいいかとは思いますが、ただ、程度問題ということもあると思いますので、総合評価方式ということもありますので、ちょっと判断が際どいような状況のときは、様子見ながらちょっと審議をするという整理でもよいのかと思いました。

あと、やむを得ない理由による退出というところなんですけれども。こちらはちょうど論点1のところ絡む話として、燃料を使い切ってしまったと、再調達が困難な場合と、そのときはやむを得ないという整理はいいかと思うんですが。こういう状況がどういうときに生じるのかということを見ると、論点1で、保管を認める燃料の量というところと密に関連してくると思うんですが。論点1のところではkW公募で求められる発動をちゃんと満足できるような量を最低限の量として認めるということだったと思うんですが、複数年にわたる適用期間の場合に、その間に複数回そのkW公募が生じるような場合のときには、本当の最低限ということにすると、1回そのkW公募で使われて発動がかかると、もうそれ以降は、kW公募に応じることができないという状況が現れるのだと思いますので。稀頻度と思えば、それでもよいかもしれませんが、複数回ということもあるというふうに、特にその期間が長い場合なんかについては、そうだと思うんですが。ちょっとそのところのバランスも考えて、慎重にこの燃料の量という話、論点1のほうに近いんですが、その考えをどうするかということころは、もう少し整理が要るのかなと感じた次第です。

私からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。ご質問もあったと思いますが、最後に、事務局からお答えいただくようにいたします。

基本的に会場の方優先で行きますが、今オンラインで小宮山委員、手を挙げられていますので、お願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明いただき、ありがとうございました。基本的に、今回ご提示いただいた方針に関しましては、賛同させていただきたいと思っております。

1点だけ、4枚目のスライドでございまして、燃料関係費用の扱いにおきまして、長期立ち上げの予備電源に関しましては、燃料の購入費、保管費の計上については対象外ということとでございますけれども、若干気にしておりますのは、これ長期立ち上げの予備電源に関し

では、燃料確保のコスト計上を対象外とすることで、やはり必要なときに立ち上げがうまくいかない可能性、長期立ち上げの予備電源としてのリクワイアメントに円滑に対応できない、対応できなくなる可能性がないのかどうか、ちょっとその点だけ気になりました次第でございます。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

それでは、中谷オブザーバー、お願いします。

○中谷オブザーバー

・・・今回エネ庁の・・・ことから・・・電源に・・・と、ある可能性も考えられます。・・・。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続きまして、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

秋元です。すみません、今のちょっとご発言は、ちょっとオンライン上は聞こえなかったんですけども、座長の声は聞こえています。

簡単にコメントですけど、本来はシンプルな制度を目指すべきだとは思んですけど、なかなか難しいので、非常に複雑化している扱いをせざるを得ないのかなという印象です。

その上で、ちょっとそういう難しい課題を扱っているので、そういう面では、今回ご提示いただいた案に対して、大きな反対はございません。やってみるしかないかなというのが、正直な印象でございます。

その前提ですけども、ちょっと先ほど辻委員がおっしゃったかもしれないんですが、いろいろ基準の価格を超えた場合でも認める可能性ということを指摘いただいて。ただ、初回は、それを適用せず、2回目以降というご提案ですけども。そういう状況だと、むしろ初回に応札してくるのかなという、ちょっと待ちたいというインセンティブが強く働くような気もしたんですが。ちょっとそういう懸念もありますということはお伝えした上で、結論としては、ちょっとやってみるしかないかなという感じもするので、この形で進めていただいてもいいかなというのが感想です。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。秋元委員から、今オンライン上で中谷オブザーバーの声が聞こえなかったという話がありましたので、もう一回お話しいただいてもよろしいでしょうか。

○中谷オブザーバー

音、聞こえますか。

○大橋座長

秋元さん、聞こえますか。

○中谷オブザーバー

声、聞こえますでしょうか。

○秋元委員

今、聞こえます。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の中谷です。

15 ページの目安の価格に関してですけれども、今回、過去の容量市場での価格の平均値とする案が提案されております。容量市場で不落札となった電源が予備電源になり得ることを踏まえると、募集量に対して未達となる可能性も考えられます。

そのため、どの電源種であれば、どの程度の応札価格になるのか、複数の事業者の試算結果を踏まえながら目安の価格を決めるのも一案ではないかと思えます。

私からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。今ので大丈夫だったらいいなと思うんですけど。

○秋元委員

はい、聞こえました。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続きまして、関西電力の齊藤オブザーバー、お願いいたします。

○齊藤オブザーバー

ありがとうございます。関西電力の齊藤でございます。

発電事業者として発言させていただきたいと思えます。まず、石油火力の燃料関係費用の扱いについて、まず2点、コメントさせていただきたいと思えます。

先ほども、委員からも同様のコメントがあったと思えますが、まず、1点目といたしましては、まず4ページのこの2ポツ目、ここに長期立ち上げに関して、原則どおり立ち上げが決定してから燃料調達を行う前提とされており。次に、5ページの3ポツ目では、燃料サプライチェーンの維持費用を対象費用に含めることが適切ではないとされており。

しかしながら、発電事業者が燃料サプライチェーンの維持費用を支払わなければ、元売や商社の立場からしますと、基地を維持する理由がなくなりますので、再度、燃料サプライチェーン構築は困難となることが考えられますので。実態として、この石油火力による長期立ち上げの予備電源運用というのは、非常に難しくなるのではないかというふうに考えております。

次、2点目といたしまして、7ページの制度適用期間終了後に残った、この燃料の扱いのうち、燃料の転売についてですが、性状面で、まず取引先ニーズと適合しないというケースや、あるいは、炉内から残油を払い出すための内航船自体の確保ができないなど、この燃料

の転売が現実的に不可能となることも考えられます。

他方で、発電して消費することも可能とされておりますけども、稼働するために必要な補修費用等が発生いたしまして、その費用が発電することで得られる利益を相当上回ることも考えられるため、こうした場合については、その費用の手だてをいただくということも検討の視野に入れていただければというふうに思います。

それから、もう一つ、次に、予備電源の応札価格の目安となります容量市場の価格の考え方についてコメントさせていただきたいと思います。

これにつきましても、先ほど委員の方からご発言もありましたけども、まず 21 ページに、この目安の価格を上回っていても落札とできる限定的な条件は、初回募集時には適用しないというふうにされております。

しかしながら、この初回募集時から適用することで、この予備電源候補の実態が確認できるといったような利点もあるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、松村委員、お願いします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○大橋座長

はい、大丈夫です。

○松村委員

発言します。予備電源制度については、ずっと言われているとおり、個別性が相当に高いので、ケース・バイ・ケースで考えなければいけないことが今後も出てくると思います。その意味で、各委員が指摘した点は、もっともだと思います。

初回に全く適用しない点に関しては、取りあえず原則としては取らないけれど、出してもらって情報を把握すること自体は意義があると思いますので、先ほど関西電力の齊藤さんからの提案は、検討に値すると思います。

仮に上回っていたとしても出してもらい、本当にそれが合理的かどうかを確認するチャンスを得るのはあり得ると思います。

これ以外の点については、事務局の整理はとても合理的だと思います。様々な限定的な状況で、例えば長期においても、燃料を確保しておいたほうが合理的というケースはあり得ないとは言えないとかの指摘に関しては、確かにあり得るけれどそういうことを言い出したら原則が整理できなくなると思います。

さらに言うと、そんな長い期間がかかっても燃料を調達できないようなものを、予備電源として持つておくのは本当に適正なのかということ自体も議論になる、そういうマージナルなケースだと思います。

そもそも、この容量市場の価格を目安にしているのは、もしそれよりも高いコストでない
と出せないのなら、そんな価格でないと調達できないようなものだとすれば、そもそも容量
市場の調達量を増やすべきなのではないかという議論も惹起しかねない水準。普段は役に
立たない電源に、普段からずっと役に立つ電源よりも高い価格を出すのかという根本的な
疑問が背後にはあることは十分認識した上で、その限界的な事例があるから、それについて
手当しておくべきだという点については、むしろそのようなことが出てきたら、本当にこの
制度だけで対応すべきなのかということを考えなければいけない事態と理解すべきか
と思いました。

いずれにせよ、初回についても、高い価格であったとしても、確認のために応札してもら
うという提案以外のところについては、事務局の整理は全て合理的だと思いますので支持
します。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

続いて、又吉委員、お願いします。

○又吉委員

ご説明ありがとうございました。私も目安の価格について、既にご発言された委員と非常
に似通ってるところもあるかと思うんですけど、発言させていただければと思います。

15 ページに、過去4年間の経過措置考慮後の平均値を使用するという案を示していただ
いておりますが、この入札電源は2年連続で不落札となる電源などがメインとなってくる
可能性もあると思っております、この水準で果たしてどれぐらいの応札電源が出てくる
のか、**やや不安に**思っているという次第です。

その点も踏まえまして、21 ページ目のところに、その目安を上回っていても落札とでき
る限定的な条件を示していただいているかと思いますが、まさにその初回募集時について、そ
の条件を適用しないと整理されている点に懸念を持っているという次第でございます。

既にご発言もありましたが、初回から2回目までの間に予備電源として確保していくこ
とが望ましい電源が退出してしまうリスクというものも考えつつ、**少し柔軟**な運用を検討
していただく必要もあるのではないかと考える次第です。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

そのほか委員、オブザーバーの方から、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

様々ご意見ありがとうございました。ご質問がありましたので、もし事務局からコメント
等ありましたら、いかがでしょうか。

○事務局

皆様、ご意見ありがとうございます。一番多くあった目安の価格の考え方から、まずお答

えしたいと思います。

まず、初回から、この目安を上回らないというルール適用が適切かという点。それから、逆に言えば、目安を上回るといふところまで、むしろ許容することによる容量市場制度との関係も含めたご指摘を、皆さん各委員からいただいたと思っております。

こういう中で、我々も悩みながら、この制度措置の検討を進めてきておりますけれども、この目安を上回った場合の条件の設定。今回は、各エリアに1基も確保できなくなる場合に限りというような条件を提示させていただいているところなんです。他方で、じゃあどのぐらい上回ることを許容するのか。じゃあ、逆に上回った場合には、その電源に対して何か条件をつけるのかなど、詳しい詳細な条件の設定というの、当然ながら、これは合わせて必要になってくるかと思っております。こういったところも、実務上はかなり難しいところがあるなと思っております。

まさしく、今日ご意見いただいた中でも、かなり予備電源はケース・バイ・ケースの対応がどうしても個別性が高いというところ、ご指摘もいただきましたし。また、総合評価であるから柔軟性も許容されるんじゃないかというお声もいただいておりますけれども。こういう中では、まず現時点で、事務局としては、初回は、まずは複雑化しないという観点からは、一旦目安というのを、一つのある意味では上限のような形で認識をしておく。他方で、これは全く応札がないというのは、確かに望むものではありません。きちんと応札をしていただいて、事例を見ていくということも確かに必要だと思っております。

そういう意味では、ちょっとほかの制度とは性質が異なるかもしれませんが、今後どういう電源が出てきそうかということも、具体的に事務局、あるいは制度執行機関としては、よくそこを注視していきながら、これから募集に向けた詳細な条件を整理してまいりますけれども、これは募集要項に落とし込んでいくということになりますけれども、その中でちょっと今日いただいたご意見も踏まえながら、初回に向けては、実際にどういう対応がもう一歩、二歩必要なかというところは、見極めをさせていただければと思っております、というのが目安の価格でございます。

目安については、ほかにも、まず今回、15 ページのほうで4回の平均ということでお示しをしたところでございますけれども。これは一つ重要な視点としては、予見性をやはり持つことが一つは重要だと思っておりますので、これから先、また1年、2年とたっていくに当たって、この目安の価格というのが上下動激しく動くということは、これはこれで望ましいことではないかと思っております。もちろん、あまりに昔の価格を引っ張り続けて、現状に見合わなくなるというのは、それは避けるべきですので、毎年その目安の価格の妥当性というのは、ある程度確認をしていく必要はあると思っておりますけれども。まずは今回、過去、容量市場、4回行われたメインオークションの結果というのを踏まえて、そして来年以降も、基本的には、まずはこれを動かさずに進めていくということが妥当なのではないかというふうに、現時点では思っております。

一方で、またメインオークション、回を重ねていくに当たって、また価格の動向が変わっ

ていき、これが実態から解離しているというような状況が出てくれば、当然再検討に値すると思いますので。まずは、これでスタートをさせていただき、2回目以降も、念頭に置くのは、この4回分ということでご理解いただければと、現状では考えております。

また、複数回のkW公募を念頭に置いた場合の最低限の回数、ここは辻委員からご指摘をいただいたところでありますけれども。こちらにも実際に、これから募集要項を固めるに当たって、きちんと条件面は明らかにしていきたいとは思っております。これもまた少し実務面といたしますか、発電所の実態、あるいは燃料調達の実態も念頭に置きつつ、あるいは、場合によっては横目に置くべきは、翌年度以降といたしますか、予備電源の実需給年度に当たる年の需給の見通しとか、こういったものも念頭に置きながら、そうしたkW公募の発動回数というの、一体どのぐらいになりそうかという、これはどこまで予見することができるか難しさはありますけれども、こういったものも実態面、少し見通しをなるべく確実に持ちながら対処していければというふうに考えております。

また、ほかにも個別に拾い切れていないかもしれません。一つずつコメントをいただいておりますので、これから募集要項を固めていく段階に当たっては、今日いただいたご意見も、個別にもう一度勘案しながら、ある程度細かな条件設定というふうになると思いますので、ここはもう一段、事務局のほうでもご意見を踏まえて検討して、固めさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。まず、この議題については予備電源ということで、応札価格の目安、あるいは石油火力の燃料関係の費用の扱いなどについて、七つの論点をいただいたところでは。

今、委員、オブザーバーからも大変有益なご指摘いただいているところでもございますが、先ほど事務局からもあったように、本日のご意見を踏まえてしっかり整理していくということですので、ぜひ取りまとめに向けて準備のほうを進めていただければということだと思います。ありがとうございました。

(2) 非化石価値取引について

○大橋座長

それでは、よろしければ、議題の2に進めさせていただければと思います。非化石価値取引についてということで、資料の4をご用意いただいておりますので、まず、事務局からご報告のほう、お願いいたします。

○事務局

それでは、資料4、非化石価値取引についてをご覧いただければと思います。電力基盤課長の小川です。

まず、1ページ目です。本日のご議論。トラッキングの見直しにおけるF I T優先割当の扱いということで、本ワーキングでもご議論をいただいておりますけれども、実配電への影響がいろいろあるというところで慎重な議論をということでご意見をいただいております。

また、事業者へのアンケートについても、より広く行ったほうが良いというご意見もいただいております。今回そのアンケートの結果をご報告の上、今後の方向性についてご議論いただければと思います。

2ページ目は、参考であります。F I T証書の優先割当といったときに、三つのタイプがあるということで、①、②、③としております。このうち①電気、F I Tの特定卸供給契約とひもづく形のもの、この優先割当、当面残すということで、今回ご議論をいただいているのは、この②、③というところ、発電事業者と小売事業者の間から、需要家との個別合意、あるいは発電と小売との個別合意といったところでありまして、それぞれ関係する事業者に対して追加アンケートを行っております。

4ページ目になります。今回は、F I Tの発電事業者も含めてのアンケートということで、合計300件余りのご回答を得ました。

その結果になりますけれども、5ページ以降です。まず、5ページでは、個別合意に基づく優先割当の相手方といったときに、自社関係、グループ企業、あるいは出資関係がある企業といったものを含めて、これが半数以上を占めていた。下の三つグラフが並んでいますが、いずれもF I Tの発電事業者からしても、相手方は6割ぐらいグループ関連というところで、赤いほうが自社以外というところでありました。こういったところ、近い間柄での個別合意というのが多数を占めていたというところでもあります。

続きまして、6ページ目になります。この残りの期間、F I Tで言いますと、買取の残りの期間については10年以上というところ、これが大半で、下の円グラフで言いますと約7割を占めていたというところでもあります。

続きまして、7ページ目、優先割当の合意の種類、こういった形での合意をしているかといったところをお尋ねしたところ、様々な形態がありますが、約半数は書面による合意というところでありました。書面以外では、メールといったもの、あるいは特に自社グループ関連などでは、合意そのものはないという回答もあったというところでもあります。

続きまして、8ページ目、その合意の期間、10年以上、F I Tの期間も10年以上というのが多かったですが、10年以上というのが多かったというところでもあります。

1ページ飛ばして、10ページ目。合意がある場合は、どの発電所というところを特定しているということです。

11ページ目以降は、今後の対応に関連してくるところでのお尋ねをしております。書面による合意を締結するために必要な期間というところをお尋ねしたところ、6か月未満というのが半数でありましたけれども、1年以上という回答も4分の1程度あったというところでもあります。その理由というところもお尋ねしております。

12 ページ目でありますけれども、特に6か月以上というところで言いますと、そもそも発電所の運転開始時期がかなり先と。そうすると、その関係者との間で、今、別にすぐということではなくて、少し合意といっても、もろもろあるものですから、まだ先になってしまふといったようなところで。

あるいは、事業者によっては、関係するところがいろいろあるですとか、ちょっとこれまで合意の実績がないので書類作りに時間がかかる、そういったお答えもいただいております。

続きまして、小売買取の関係でのアンケートになります。基本的な傾向は似たようなものですので、例えば相手方は自社関連というのが多いです。半分ぐらいですといったところですか。

1 ページ飛びまして、15 ページで言いますと、合意の期間が10年以上といったような答えがあります。

そのほか合意の締結に必要な期間というようなところ、18 ページもほぼ同じ傾向を示しております。

19 ページに、これまた理由がありますけれども、いろいろな協議、あるいはその準備期間ということで、6か月では必ずしも終わらない場合があるといったお答えをいただいております。

続きまして、20 ページは、現在予定しているFIT開発案件への影響というところがあります。基本的には計画どおり進めるという回答が多かったわけでありましてけれども、変更につながるという回答も5分の1程度あったと。

20 ページのグラフで言いますと、半分ぐらいを占めている青い部分が、今予定している案件はないということで、残りの部分で計画どおりか中止、あるいは変更につながるかといったところで見ているものであります。

与える影響のところ、21 ページに少し理由をお尋ねしております。まず、計画どおりというところでは言いますと、追加的な期待値でありということで、この優先割当のところ全体に影響するほどではないですねというところ。

一方で、計画変更につながるといったようなところは、この環境価値の扱いのところ前提になっている。この個別合意の活用、その対価として収益を上げることを前提にしている。既に個別合意をあえて事業に組み込んでいるといったご回答をいただいております。

若干アンケートのみならず、特に影響の大きそうな風力発電事業者には、個別にヒアリングも行っております。22 ページになります。こちらは特に大規模電源の稼働を予定している洋上風力の発電事業者。合計で言いますと、規模で言いますと400万kWということで、かなりの規模でありますけれども、こういった事業者から追加的なヒアリングなどを行っております。

その際に、合意の締結に必要な期間についても詳しくお聞きしてはいますが、やはり規模が大きいところ、多くの需要家との関係があるので、少し時間がかかるといったご回答

をいただいております。

これらのアンケート、それからヒアリングの結果を踏まえて、どういう対応にするかといったところが、24ページ目以降になります。

これまでの方針の確認で言いますと、小売買取、あるいは個別合意に基づく優先割当は基本的に廃止としつつも、一定の条件を満たすものは経過措置というところで、この経過措置をどういうふうにするかといったところであります。

まず、一つ目は、その経過措置の対象ということで、27ページをご覧くださいと思います。優先割当を事業に組み込んでいるといった事業者が多くありました。そういった既にもう見込んでいた案件というところについては、これは経過措置の対象にしていくということによいかと思っております。

その場合の見込んでいたかどうかという確認、アンケートとかで言いますと、そもそも合意もないです、あるいは簡単なメールといったようなところもありました。一定の具体性を有する書面というのを基本として確認できるよう、例えば合意の相手方ですとか、期間。アンケートでも聞いたようなところ、それから対象の設備、こういった基本的な事項というのを書面で確認をすると、この提出を求めるということでどうかというふうに考えております。

そういった合意というところを、じゃあいつまでといったときに、29ページをご覧くださいと思います。本日も議論いただいた上でというところでもありますけれども、アンケートなどによりますと、書面合意の締結に必要な期間というのは6か月未満というところが多かったことも踏まえて、まずは、この6か月と。具体的には、今2月の終わりということでもありますけれども、4月から6か月間、今年度前半、次の24年度前半、24年の9月末までというのが、まず基本としてはどうかというふうに考えております。

一方で、アンケートでもありましたけれども、特にまだ運転開始が先の案件などは、そもそもこれから関係者と調整するといったような話がありましたので、そういった意味では、まだ運転してない、運転開始が先というところにつきましては、下から二つ目のところになりますけれども、少しこの6か月というのではなくて、2年間という猶予期間でどうかというふうに考えております。こちらは運転開始が2年より先ではなくて、例えば1年後ということであれば、1年後までに合意、恐らくもろもろの関連する契約も、運転開始までには普通、通常なされますので、この付随的な優先割当のところの合意についても、運転開始までとしてはどうかというふうに考えているところであります。

以上が、優先割当の幾つかの考え方というところであります。アンケート、それから個別のヒアリング、事業者と直接やり取りをしながら、これぐらいであれば、今後の対応ですけれども、対応可能かなということで、もう既に委員の皆様からご意見いただいておりますように、現状の実態、あるいは事業、現在進行中の計画事業に直接的な影響は及ぼさないような形での経過措置というのを設けて対応していければというふうに考えております。

事務局からのご説明は以上となります。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。前回までのご議論を踏まえて、事務局には丁寧に追加アンケートも取っていただいた上で、今回の優先割当の検討案についてご提示をいただいたということだと思います。

オブザーバーの方々からご意見、コメントをいただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

秋元です。ご説明いただきまして、ありがとうございます。今、座長もおっしゃっていたように、F I T事業者ほか、アンケートも追加していただいて、今回丁寧な聞き取りをいただいて、ご対応案を提示いただいたと理解しています。

私も以前ご発言させていただきましたけども、再エネ価値を追求する上で、既存の努力をしてきているというところに対して、大きな事業の影響がないような形で配慮いただいたというふうに理解していきまして、大変丁寧な対応をいただいたということに関して感謝申し上げます。今回のご提案に関して、異論ございません。この形で進めていただければというふうに思いました。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。それでは、斎藤オブザーバー、お願いします。エネットの斎藤オブザーバー。

○斎藤オブザーバー

エネットの斎藤でございます。ご説明いただきまして、ありがとうございました。

先ほど秋元委員からもありましたように、これまでの議論を踏まえて、非常に丁寧かつ広範囲な追加のアンケートを実施いただきまして、感謝しております。

また、ご説明いただきました、この経過措置の対象という内容につきましても、このアンケートの中身を踏まえて、需要家あるいは事業者への影響にも十分にご配慮をいただいた内容ではないかというふうに受け止めておりますので、今後この方針に従って、より詳細な条件であるとか、具体的な手続を進めていくことになろうかと思っておりますけれども、ぜひスムーズな導入に向けて、引き続きご検討をいただければと思っておりますので、よろしく願います。

私からは以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続きまして、小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明ありがとうございます。また、今回、大変丁寧にアンケート調査を進めていただきまして、ありがとうございます。長期契約等について、大変有益、事業者様の契約の実態について大変分かりやすい詳細な結果、ご提示いただいたかと思っております。

特に、今回27枚目のスライド、29枚目のスライドでご提起されている点につきましても、全て合理的な進め方というふうに認識しておりますので、こうした形で進めていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、佐々木オブザーバー、お願いします。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。イーレックスの佐々木でございます。

私から1点、ちょっと違った観点でコメントになってしまうんですけども、発言させていただきます。

今回の整理について、沖縄エリアで適用する場合、沖縄エリアでは競争環境等で特殊性があると思っております、それを踏まえた対応が必要ではないかなと考えております。

例えば、沖縄では、本土と異なって、卸電力取引所がなく、そのためFIT電源が小売の新規参入者の貴重な供給力となっている特徴がございます。

また、再エネ任意卸の供給を受けているという事業者も多くありまして、この辺りも本土ではあまり見られない特徴となっているというところです。

こういった沖縄の特殊性も踏まえて、この整理を適用するに当たって、ちょっと注意すべき点もあるかと思っておりますので、その辺り事業者との対話などを通じて、必要とあれば、若干配慮していただくことがよろしいかなと思いました。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、曾我委員、お願いします。

○曾我委員

曾我でございます。まずは、秋元委員方がおっしゃってましたとおり、これまでの議論を踏まえて、事務局におかれまして、ご丁寧に整理をいただきましたことに対して感謝申し上げます。

ご整理の内容につきましては、私のほうで特に大きな違和感等はなく、おおむねこれで行けたらと思っておりますのでございます。

細かな点として、2点だけ発言をさせていただきます。まず、1点目としまして、経過措置の具体的な内容について今回ご提示いただきましたので、こちらの整理を踏まえて、どう

してもやむを得ない不都合が生じてしまう事業者がいる場合には、ファインチューンというか、細かな調整はあり得るかもしれませんので、その辺り、引き続き丁寧にご対応いただければと考えております。

2点目は、27 ページに書いていただきました、最後の黒丸のところに、事業計画上見込んでいたことを客観的に確認するための資料につきまして、書面の提出をということであります。こちらについて、書面によっては、機密情報が盛り込まれている可能性もありますので、不要な部分はマスキングした上での写しの提出が可能となるものであるのか。あるいは、エネ庁様におかれまして、何かフォーマットをご準備いただいて、そこに記載すれば足りるとするのか、その辺りについて、今後検討が必要かと思っております。

記載が実は漏れていて、経過措置の適用対象になれなかったという不幸な結果をできるだけ生まない必要もあると思いましたが次第です。

私からは以上です。

○大橋座長

続きまして、又吉委員、お願いします。

○又吉委員

今回、追加アンケートの結果をご報告いただきまして、ありがとうございました。優先割当を利用しているFIT電源の買取残存期間が非常に長いケースが多い点や、洋上風力も含む開発案件についても、この優先割当の活用が想定されている事例が多いという実態を再確認することができたと思っております。

再エネ開発につきましては、開発投資資金の出し手となる投資家、金融機関なども長期PPAや環境価値確保に関する予見可能性に留意しているかと思っておりますので、今回の優先割当の経過措置が、再エネ開発事業者の投資インセンティブの阻害要因にならないことが重要だと思っております。

今回、アンケート結果を踏まえた事務局案をお示しいただいているかと思っておりますので、いずれも賛同したいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

続いて、出光興産の吉田オブザーバーの代理の小林様、お願いします。

○吉田（小林オブザーバー）代理

聞こえますでしょうか。出光興産の吉田と申します。本日、小林が所用によりまして不在としておりますので、昨日、小林とも本日の内容を確認した上でコメントをさせていただきます。

まず、アンケートを通じまして、我々、事業者の実態、要望を踏まえました方向性を整理いただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

経過措置の対象について、27 ページ目の5ポツ目にありますが、三つの条件を求めるといようなことで書かれておりますけれども、それらが全てそろふ必要があるのか、幾つかを

満たしていればよいのか、こういったことによって変わってくるのではないかとこのように思っております。

といいますのは、契約書等のエビデンスとなる書類にそれらが明記されているかどうかを確認したり、必要であれば修正をしたり必要があるというふうに考えております。些末な話ではございますが、そのような修正作業となると、先方も期間内にご対応いただけるのかという課題もあろうか思います。アンケートでは、6か月以内で対処するというような回答で整理されておりますけれども、これらの点が整理されていて、このような事務的な負担や、時間が少ないという前提に立っているのではと思います。

したがって、期間の設定につきましては、実務を考慮すると、1年未満などもご検討をいただければ、有効な活用につながるものではないのかと思っております。

以上です。

○大橋座長

今のところ、手が挙がってる委員、オブザーバーは以上なんですが、ほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますか。

幾つかのコメント、ご要望等もいただいておりますが、もし事務局のほうから何かご感触などあればいただければと。

○事務局

様々なご意見、ありがとうございました。今後の進め方のところ、曾我委員から重要なご指摘いただいております。やむを得ない場合のファインチューニングあり得べし、まさにおっしゃるとおりだとは思っております。

また、合意書面のところ、今し方、出光興産、小林代理からもご指摘ありましたけれども、ちょっとこの書面のところは、例えば契約書そのものというところになりますと、いろいろ、又吉委員からもありましたような、そのものを特に確認したいという趣旨ではありませんので、基本はこの三つの項目が分かればよいということでもありますので、このフォーマットを作るのかというお話もありました。ちょっとこの確認の仕方については、柔軟性を持って対応したいというふうに考えております。

ここの、そもそものこの契約書とか合意書を修正しなければいけないがために時間を要するということにはならないように、むしろこの確認のところを簡素化することで、いたずらに期間、今半年というところをしておりますけれども、この中でできるような形のもので確認をしていくということに対応したいというふうに考えております。

また、イーレックスの佐々木オブザーバーからいただいた、沖縄エリアの特殊性というところについてのご要望、また別途、詳しくちょっと事業者さんからもお伺いして、今後、何か必要があるか考えたいというふうに思っております。

事務局からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。本日、非化石証書ということで、FITの優先割当につ

いてご議論いただいたところです。そもそもFITの対象電源というのは、国民に属するということなので、環境価値は国民に属するということであります。

他方で、ちょっと若干こういうふうな証書、制度が予見してない姿が広がった中で、優先割当という場、ビジネスが既に行われているところとの折り合いをつけるという意味で、今回、経過措置というものを設けさせていただいているということでもあります。その根本的なところは、しっかり踏まえた上で進めていただくということが肝要かなと思いますが、本日、様々ご意見をいただきましたので、こうした内容を踏まえて、整理、取りまとめのほうをご準備いただければと思います。ありがとうございます。

(3) 需給調整市場について

○大橋座長

それでは、次に、議題の3番目、需給調整市場についてということで、事務局から資料5-1をいただいていますので、まず、ご説明のほうをお願いします。

○事務局

では、代わって、供給室の中富でございます。資料5-1をご説明させていただきます。

需給調整市場でありますけれども、この4月から全5商品が対象となって市場取引が開始をされるということと、それから今年の1月から電力需給調整力取引所、EPRXが法人化をされております。こういった状況について、この後に電力需給調整力取引所のほうからのプレゼンもいただく予定でありますけれども、事務局のほうから、簡単に現在の状況をご報告させていただきたいと思っております。

まず、ページ飛んでいただきまして、6ページ、7ページ辺り、6ページをご覧いただければと思います。これは電力・ガス基本政策小委員会のほうでも先月確認をしたところですが、三調整力①、②の取引は、もう既に市場で始まっておりますけれども、今年度1月までの状況を見ますと、三調整①のほう、特にですけれども応札量の不足、あるいは調達費用の大幅な上昇といった課題が、この1年弱では見て取れます。

7ページですけれども、今申し上げたように、全商品取扱開始という中で、今ある課題への対応という面では、まずは、当面、週間調達商品となる一次～三調整①については、前日取引化、現在は週間ですけれども、それに向けた検討は進められておりますけれども、そうなるまでの移行期間として二次②、三調整①については、週間断面での調達量を3σから1σ相当まで低減させるということで、特に取引始まっている三調整①については、12月からこの取組を開始して、効率化を進めています。

また、電力・ガス基本政策小委員会のほうでは、取引価格のいたずらな高騰を回避するという目的で、一次～三調整①を対象に、上限価格の設定というのも行っておりますし。それから、制度設計専門会合監視委のほうでは、価格規律の見直しということで、ΔkW価格、それからkWh価格、こちらのほうを工夫して供出インセンティブを出すというような形を

取ってきております。

こういう変化ある中ではありますけれども、従前からの応札量不足の課題が続く中で、これから新商品取扱開始というところで、募集総量が増えるという状況下、価格、それからこの量の両面で十分な量が確保できるかというところは、やや不透明なところも現状見えてきているというところのご報告を、また後ほど、少しこの資料の後段でご説明をしたいと思います。

10 ページですけれども、ちょっと直近の状況でありますけれども、少しグラフが潰れて見づらくて恐縮なんですけど、三次調整力①で、募集量を 3σ から 1σ に減らしているという状況で、早速12月については、かなりその募集量を減らせているという、その状況だけ見て取れるというのをご報告したいということと。

それから、11 ページですけれども、以前、制度設計専門会合、1月のほうに行われました結果の中で、平均落札価格の動きですとか、新規リソースの状況についてのご報告もされていますので、それをご紹介します。

という状況あります中で、18 ページ以降であります電力需給調整力取引所の法人化、こちら詳細は後ほどのプレゼンテーションのほうに委ねたいと思っておりますので、こちらからは簡単にとお思います。市場運営の安定性、透明性・中立性の向上を目的として、責任の所在も明確化した新法人が、1月26日からスタートされています。

こういう中で、21 ページにまた飛びますけれども、簡単ですけれども、電力需給調整力取引所に対しては、この需給調整市場の運営を担う主体として、タイムリーな商品市場取引状況、いろいろなリソースの分類等の情報の開示というのを期待しながら、市場参加者にとって参加がしやすい状況を作り上げていっていただく。また、関係機関とも密に連携していただくというところを求めたいと思います。

また、現時点では、法律上の位置づけもないということでもありますので、今後そういったところも検討課題となっていくかというところでございます。

22 ページですけれども、ちょっと4月からスタートという意味では、手数料の水準というのをご確認をいただきたいと思っております。

23年度の単価ということでは、 0.02 円/ Δ kWhということになっておりますので、その中で24年度4月からも同じ水準で進めていかれるというふうに聞いております。

ただ、直近22年度はマイナス収支を計上しているというような現状もございまして、24ページに飛んでいただきますけれども、市場運営者として、赤字が繰り返されるというのは、これは不安定になってしまいますから、一法人として運営を安定化させるというような手数料の体系の見直しというものも、今後は想定されるのかなと思っております。今後の課題ということで認識をしておきたいと思っております。

25 ページ以降は、また、1番で取り上げた足下の状況を踏まえた今後の対応ということなんですけれども。

26 ページをご覧くださいければと思いますが、今回この全商品取扱を念頭に、発電事業者

へのヒアリングを行いました。広域機関のほうでも、1月、2月にかけて、この4月に向けた準備についての検討が需給調整市場検討小委員会のほうで検討されていた中でも、様々な対応が必要ではないかということで、国とも連携した事業者へのヒアリングですとか、対応検討が必要というふうにされていた中で、今回ヒアリングを行ったというものであります。

簡単に状況を、この緑の枠のところにまとめておりますけれども。まず、市場への応札の準備ということでは、4月に向けてシステムの整備等、準備は整えていますというふうに、これは発電事業者からは、発電事業者全部ではありません、一部ですけれども、聞こえてきておりますけれども。

一方で、いろいろ課題があるというようなことも聞こえてきておりました。例えば、揚水発電リソースについての並列が必要であるというような要件、これが一つ課題ではないかというようなことですとか。あるいは、起動した際の最低出力相当分の手当てが余力活用契約と比較すると劣後しているのではないか。それから、歯抜け約定による取り漏れリスクがあるんじゃないか。

こういうようなことから、現状、電源 I で供出している分について、必ずしも需給調整市場に出すとは限らないというようなお声でありまして。これを真正面から捉えますと、4月以降、現状でも募集量に対して未達という状況があるわけですがけれども、4月以降、じゃあ急にその状況が改善するかというと、そうではないのかもしれないというところが、現状ヒアリングした結果としては聞こえてきたところであります。

27 ページですけれども、需給調整市場における調達費用高騰、あるいは調達量の減少というのは避けたいという状況ですので、今回一部の事業者へのヒアリングは進めましたけれども、やはり4月からの市場回収を待たずしても、継続的にこの残り1か月の間も含めて、またヒアリングを少し範囲を拡大していきながら進め、関係機関とも連携を取りながら、4月以降に本格的に何らかもし対処が必要なのであれば、先ほど例に挙げたような課題、その真偽のほどですとか、その実際の分析というところも進めながら、関係機関、広域機関ですとか、あるいは監視等委員会とも議論をさせていただきながら対応を検討したいと思っております。

28 ページ目以降は、しかしながら、取り急ぎ、4月以降に安定供給に支障を及ぼしてはならないというところでありましてけれども、この需給調整市場の調達未達の際でも、安定供給を維持するためには、市場外または緊急時にはセーフティネットである余力活用での調整力確保ということが準備をされておまして、この8月の需給調整出力検討小委員会、広域機関の検討では、前日15時頃後に順次起動指令を行うと。こういうことによって、なるべく市場での調整力調達を優先させようという、こういう検討がなされてはおりましてけれども。29 ページに参りまして、先ほど申し上げたような、ある種の懸念が現状あるという中では、起動が間に合わない電源に限って、前日15時より前に余力活用による起動を行う準備を進めるというような対応、そういうものも必要ではないかというふうに、需給調整

市場検討小委員会、広域機関のほうでも検討がなされておまして、この点、国とも連携の上、年度内に別途方向性を示すというふうにされていたところでございます。

緊急時の対応ということで、しかもこれは原則外の対応というふうに捉えておく必要はあるかとは思っておりますけれども、市場での未達というような状況がある場合には、こうした余力の活用というのを、15時ということにあまりこだわらず、それよりも前の段階からの起動準備も視野に入れるという、こういう準備が広域機関での検討のとおり必要ではないかというふうに事務局としても考えております。

ただ、この対応というのは、実際この対応によって特定事業者が有利、不利ということにならないような配慮、準備も必要かと思っておりますので、こうしたところも今後、関係機関と連携しながら、4月に向けてはできる準備を進めていきたいと考えております。

需給調整市場、事務局説明は以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

本日は、お忙しいところ、送配電網協議会需給調整市場運営部長の福元直行様にお越しいただいております。福元様には、資料5-2をご準備していただいております。7分ほどお時間をいただけるということですので、ご準備よろしければ、お願いいたします。

○福元氏

それでは、送配電網協議会の福元でございます。

私のほうから、資料5-2、電力需給調整力取引所の組織・運営に係る取り組みについてご説明をさせていただきます。

右肩2スライド目ですけれども、二つ目の丸になりますけれども、TSO9社は、需給調整市場の運営主体として、電力需給調整力取引所、EPRXを任意組合の形態で設立しまして、事務局業務につきましては、当該組合から送配電網協議会へ委託する形で市場運営を担っております。

2024年度から全商品取引が開始され、市場の重要性がますます高まる中、TSO9社は市場運営の安定性・透明性・中立性を向上させる取組の一つとしまして、一般社団法人電力需給調整力取引所を設立し、市場運営主体を法人形態に移行することといたしました。

本日は、市場運営の改善に向けた課題と、課題に対する法人化を含む組織設計を中心にした今後の取組についてご紹介をさせていただきます。

右肩3スライド目ですけれども、こちらに法人化を含め、ファーストステップとしてEPRXが取り組んでいく課題をお示ししております。幾つかご紹介をさせていただきますけれども、システムトラブル対応についてですけれども、現状は、事務局委託先責任者がシステム責任者を兼務しているということで、判断の専門性や迅速性に改善の余地があるということで、法人化後は、専任のシステム責任者を設置しまして、トラブル対応等の迅速化を図ってまいりたいというふうに考えております。

システムの保守・保有につきましてですけれども、現在、一送が開発・保守・保有を行っ

て、一送にて改良案件等を設定しております、判断の透明性や対応の合理化の余地の可能性があるということで、法人化後は、EPRX法人として改良案件等を設定し、判断の透明性を向上させてまいります。

続いて、責任主体についてです。現在、市場運営は組合から送配電網協議会に委託をする形で市場運営をしておりますけど、市場運営の判断と実施主体が別であり、責任体制の明確性に課題があるという状況ですので、法人化によりまして、事務局による市場運営を一本化するということで、市場運営の判断、実施主体が一致し、責任体制が明確化となります。

組織体制につきましては、現在、市場運営者である一送のみで構成をしておりますけど、法人化後は、委員会委員等を一送外から招聘しまして、市場運営の方針決定や取引会員や中立者の幅広い視点を導入してまいりたいと考えています。

最後、情報発信ですけれども、現在、ホームページのほうで約定結果に係る情報を公表しておりますけど、情報の分析など質や量が限定的となっておりますので、これは法人化後も引き続きですけれども、情報公表の充実や分析機能の強化を図ってまいります。

右肩4スライド目ですけれども、法人化後の組織概要、これ1stステップということで、法人化後は、各委員会の設置や公表情報の充実など、安定性、透明性・中立性を高める取組を、順次進めてまいりたいというふうに考えてございます。

右肩5スライド目が、更なる体制強化をお示ししております。こちらについては中長期的な課題になるというふうに考えておりますけれども、システム開発・保守・保有体制の合理化であったり、契約主体の取引所の一元化などにつきましては、こちらの調整力確保に係る全体の仕組みの中で、より合理的な形を検討していきたいというふうに考えております。

右肩6スライド目ですけれども、ホームページの公表情報の充実ということで、市場取引の実態をより分かりやすく理解いただけるように、ホームページの公表情報を充実させてまいります。

例としてイメージを示していますけれども、現在、送配電網協議会のホームページで数字の約定の結果を公表しておりますけど、これにつきましては見たい項目を選択して、グラフ化して、トレンド等が見られるような、そういった改善を進めていきたいと思っております。

その他、取引情報の公表の項目の追加であったり、市場の解説資料の充実、そういったものを進めていきたいと考えてございます。

最後、7スライド目になりますけれども、2024年1月26日に法人の設立登記は済みとなっております。一般社団法人電力需給調整力取引所としましては、4月1日より現行の組合より事業を継承しまして、需給調整市場の運営事業を開始いたします。

また、諸課題につきましても、解決のために、法人化後も継続して検討を行ってまいります。

私からの説明は以上になります。

○大橋座長

ありがとうございました。ただいまの資料の5-1と5-2についてご説明いただいた

ところです。委員、オブザーバーの方から、ご意見、ご質問等をいただければと存じます。

それでは、新川オブザーバー、お願いいたします。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。電力・ガス取引監視等委員会の新川でございます。

資料5-1、5-2について、一つずつ申し上げます。まず、資料5-1でございますけれども、監視等委員会の制度設計専門会合におきまして、これまで需給調整市場の価格規律に関して議論をし、予約電源として調整力を提供する事業者のインセンティブを増やす方向での検討を行っております。

また、個別電源でインセンティブがさらに必要なものについては、B種電源として、別途インセンティブを定めるということも提言をしております。これを踏まえて、需給調整市場ガイドラインも変更される見込みであると理解をしております。

インセンティブについては適正化した上で、個々に柔軟性を持たせる仕組みになると理解しておりますが、来年度の需給調整市場における応札状況に関して、応札状況や価格の動向等に関して十分に注視、監視を行い、その上で必要性が認められる場合には、価格規律などの検討を進めてまいりたいと考えています。

また資料5-2について申し上げます。需給調整市場の法人化につきましては、実務的な観点から、一歩前進と受け止めております。そういう意味では、関係者の皆様のご努力に敬意を表するものでございます。

ただ、事務局資料が指摘するとおり、電気事業法上の位置づけがないものと承知をしております。依然として関係する全ての一般送配電事業者が、法律上の責任を共有する構造が続くものでございまして、市場としてのクリアランスの仕組みもないことなど、一定の制約も残っていると理解をしております。需給調整市場がさらに大きな責任を果たしていく上では、市場運営の仕組みについて、さらに検討・対応が進むことが望まれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。それでは、山次オブザーバー。

○山次オブザーバー

広域機関の山次でございます。改めまして、この事務局の取りまとめアンケートのご対応等々感謝いたします。

長らく取り組んでまいりました、この2024年4月というところの需給調整市場の前面運開というところでございます。広域機関からも需給調整市場小委などでいろいろな検討をさせていただいてまいりました。

引き続き、こうした形で、29ページのところでいただいたように、広域機関も連携しながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、中谷オブザーバー。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の中谷でございます。資料5-1について発言させていただきます。

すでに取り引している三次①、②は、応札不足が続いている状況であることから、2024年度の全面運開以降も応札量不足となる可能性が十分に考えられます。そのため、27ページに記載されている応札量確保のための対応や、29ページに記載されている余力活用など、安定供給維持のために多面的に対応していく必要があると思います。

2024年度の取引開始後、早めの段階から結果を確認し、新たな課題があれば、関係機関と連携して適切な対応を検討していただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、河辺委員、お願いいたします。

○河辺委員

ありがとうございます。河辺です。

私からは、資料5-1のスライド29の余力活用について発言させていただければと思います。調整力の調達につきましては、基本的に市場の仕組みの中での調達が望ましいというふうに考えておりますけれども、安定供給のセーフティネットとして、その余力活用が果たす役割も重要であると思いますので、起動が間に合わない電源に限りましては、前日15時前に起動を開始させるという案について、ご説明いただいた点にも配慮をいただきながら検討を進めていただければと思っております。

その上で、前日15時前の段階で余力活用による起動準備を行う判断をどのように行うのかという点につきましては、ちょっと私の理解が至らず、イメージを持てませんでしたので、今後お示しいただければありがたいと思いました。

特に2026年度からは、週間調達商品の調達タイミングを前日に移行させるということも検討されていると思いますので、そうした中でどのように前日15時より前の余力活用の判断というのをやっていくのかというところ、特に気になったところでございます。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。丁寧なご説明いただきまして、ありがとうございました。資料5-

1 に関しまして、まず、26 枚目のスライドでヒアリングを行っていただきまして、大変ありがとうございました。恐らく一部の事業者様からのご意見というふうには認識してございますけれども、例えば最低出力に関する費用、それから起動費に関する費用に関して、やはりインセンティブを創出する上では、少しややまだ課題があるというご意見であったり、それから、揚水の並列要件にこうした意見が出てくることに関しまして、やはり調整力の市場調達をしっかりと実現していく上では、やはりしっかりとこうした意見を尊重することは大変大事なかなというふうにも思っておりますので、今後、さらに事業者様にヒアリングを行いながら、課題の抽出を行っていただければというふうに思っております。

それから、29 枚目のスライドに関しまして、今回、余力活用によるセーフティネットをご提案いただきまして、大変ありがとうございました。合理的なご提案かと思えます。15 時前までに、やはり起動に時間を要する電源につきましては、やはりこうしたところでしっかり準備を行っていくこと、大変大事かというふうに思えます。河辺委員と同じ意見でして、どういった判断基準でこうした起動を早めに要請していくのか、その判断をやはり合理的にやはり考えていくこと、大変検討を深めていくこと、大変大事かというふうに私も認識しておりますので、今後ぜひ検討を深めていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続きまして、菊池オブザーバー、お願いします。

○菊池オブザーバー

東北電力ネットワークの菊池でございます。ありがとうございます。

一般送配電事業者の立場からコメントを申し上げます。資料 5-1 の 26 ページから記載がありますが、2024 年 4 月から需給調整市場における全商品の取扱いがスタートすることによってございまして、一般送配電事業者といたしましても、制度の変わり目に伴う運用変更など、しっかりと取り組んでいく所存でございます。

他方で、ほかの方々からもご指摘があったかと思えますが、資料 27 ページ、それから 29 ページに記載がありますが、引き続きの課題、検討事項といたしまして、今回、事業者ヒアリングの中で示唆されました、調整力供出についての課題への対応とか、前日 15 時より前に余力活用による電源起動を行う準備など、いろいろあると思っておりますので、今後ともぜひ丁寧なご検討をよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、出光興産の小林様、お願いします。

○吉田（小林オブザーバー）代理

出光興産です。ご説明いただきまして、ありがとうございます。これまでの一連の整理に

よりまして、事業者としまして、市場活用がしやすくなると考えており、感謝申し上げます。ありがとうございます。

別審議会で議論されております、同時市場も含めて、この市場については不断の改善を図っていただいていると認識しておりますが、事業者目線でいきますと、システムの変更ですとか、業務の見直しも都度発生しているということもご認識いただければありがたいと思っております。

システム改変等によって、この市場に参加できないということがないように努めてまいり所存ではございますが、需給調整市場全体の議論や改善の方向性を全体を俯瞰できるような資料も適宜ご提示いただければ、大変ありがたいと思っております。

以上になります。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

國松オブザーバー、お願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。

前回から、大分前から申し上げているとおりなんです、三次調整力の①、②につきましては、時間前取引の利用というものが図れるのではないかと検討していただきたいということを申し上げておりました。それによって、必要量というのを削減できるということが十分見込まれると思っております。ぜひその検討をお願いしていきたいと思っております。それに耐えられるだけの時間前市場の拡充と、信頼性の確保というものはしっかり尽くしてまいりますので、ぜひとも三次調整力①、②に関しましては、時間前取引の活用というものも検討していただきたいと思っております。

もう一点ですが、EPRXの資料のほうの6ページ目のホームページの公表情報の充実のイメージで示していただいているのが、これ私どものホームページのやつに似ていると思うんですけど、これあまり受けがよくないんだと思うんです。この需給調整市場は、かなりプロフェッショナルな方の集まりの部分と、一般的な方が見る部分というの二つの見方が多分出るはずなので、そこを分けて考えられたほうが、よりいいのかなと思っております。この方式は、私どもも採用したんですが、それほどあまり人気がないものですから、また、そこをお話しさせていただければと思っております。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

様々ご意見いただきましたが、ご要望もいただいたものですけれども、まず、福元様のほうから、もし何かご所感等ありましたら、いかがでしょうか。

○福元氏

新川委員のほうから、さらなる体制強化、検討体制ということでご意見いただきまして、

ありがとうございます。私どもの法人化のファーストステップということで、スタートというふうに考えておりますので、さらなる体制強化については、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

また、エネ庁さんから、新EPRXに期待することということも示されておりますので、市場運営者として、その役割をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

また、電磁法のお話もいただきましたけれども、我々としても、それに応える組織というのをつくっていかないといけないというふうに思っておりますので、これについては、引き続き、関係者を含めて、連携して対応させていただきたいというふうに思っております。

あと、國松オブザーバーからいただきました、ホームページに対するご意見、ありがとうございます。我々も、これからトリア様からのご意見等を反映して、何が、どんな情報が一番いい情報なのかとか、マッチしている情報なのかというのを精査して、実際に公表するというものというのは決めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひアドバイスをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○大橋座長

ありがとうございます。

もし事務局のほうからも、何かございましたら。

○事務局

事務局のほうからは、今日ご意見いただいた中では、余力活用を行う場合の判断基準です、15時よりも前というところは、そこを合理的に示していくようにというご意見いただいたと思っております。ここはよく広域機関様とも連携をしながら、調整を進めていきたいと思っております。

また、当然ながら、4月以降も、しっかりと市場の動向を注視して、もちろんこれから進めていくヒアリングでもよく意見を聞きながら対応を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。本日は需給調整市場ということで、まだ電力需給調整力取引所、EPRXの法人化のお話をいただきました。

あと、24年から需給調整市場が全商品を扱うということなので、それに向けての対応ということでも論点をいただいたということだと思います。

事務局におかれては、本日のご意見を踏まえて、様々関係機関もごございますので、連携していただきながら、スムーズな制度運用に尽くしていただければということと、あとEPRX、法人化ですから、ぜひご愛顧のほどよろしく申し上げますということだと思います。はい、ありがとうございます。

(4) 容量市場について

(5) ベースロード市場について

○大橋座長

それでは、もう少し議題がございますので、お付き合いいただければと思います。

続きまして、議題の4、容量市場についてということ、そして議題の5、ベースロード市場についてということ。これ資料6と7をご用意いただいておりますので、それを併せてご説明のほうをお願いいただければと思います。

○事務局

では、事務局から、資料6、7を続けてご説明させていただきたいと思っております。

資料6、1ページですけれども、まず、こちらの容量市場のほうは、電力・ガス基本政策小委員会で1月22日にも議論をしておりますけれども、容量市場における必要供給力算定諸元の見直しについてということで。今後、随時見直しをしていくということを基本的な方向性とするというふうに小委員会のほうで議論されまして、広域機関の調整力需給バランス評価等に関する委員会におきましても、1月24日、2月20日に議論されております。こちらのほうのご報告かねがねご確認をいただきたいと思っております。

2ページですけれども、この中で広域機関さんのほうで検討された中で、これまでの必要供給予備力想定精度向上ということで、偶発的需給変動対応、あるいは厳気象対応に関する毎年・算定年度ごとの最新データを用いた算定というのが提示をされております。

2月には、さらにそれを受けて、最新データを利用した具体的な試算、特に厳気象対応の必要量の取扱いについて、夏・冬、それから春・秋ということで、それぞれ提案がなされております。

ちょっと詳細は、そういう意味では、この資料に掲示をしておりでありましてけれども、そういう意味では、ちょっともう少し2ページをご説明しますと、夏・冬厳気象対応については、従来の手法よりも簡素に、かつ合理的な厳気象対応の比率を導く手法ということで提案をされているということと。

それから、春・秋の厳気象対応についても、最新のデータを用いるのではありますけれども、ただ実績値の中では、暫定的な対応ながら、異例な高需要が発生した22年6月の影響というのは除外をせざるを得ないんじゃないかということで、その前提での目標調達量への反映の整理というのが提案をされたところでございます。

詳細は、参考で載せておりますので、こちらは割愛を基本的にはさせていただきたいと思っております。最終的には、12ページがこの広域機関における検討のまとめ、今既に申し上げた内容がまとめられておまして。

13ページでありますけれども、今回、1月22日、電ガス小委のほうでも、調達すべき供給力の変化の兆候を見逃さないように、必要供給力の算定諸元を随時見直す方向性というのが示されておりますけれども、今回広域機関のほうで議論された内容というのは、夏・冬の厳気象対応の見直し、それから、偶発的需給変動についても、毎年・算定年度ごとに見直

していくということで、この小委員会での議論の方向性と同様の、当該方向性に沿ったものとなったというふうに認識をしております。

この結果として、27年度実需給を対象とした容量市場における目標調達量でありますけれども、その実需給年度を対象とするメインオークション開催、先日ありましたけれども、その段階において想定していた調達量からは上昇するという試算結果となっております。

これはちょっと割愛をしてしまいましたが、具体的には、10ページのほうに戻りますと、具体的に216万kWの増加になっているという結果が示されております。これをお示ししたものが、13ページの第2パラグラフの文章の意図でございます。

こういう中で、13ページ、3パラに戻りますけれども、厳気象対応分の扱い、特に春・秋に関しては、夏のほうに近い断面であった22年6月下旬の異例な高需要の影響というのは取り除くという暫定的な取扱いが、広域機関のほうでも議論されておまして。この暫定的と申し上げておりますけど、こうした異例な実績値の取扱いというのは、引き続き残る課題でありますので、今後の同様な取組の中では、どういうふうに対処していくか、また、引き続きの検討が必要かとは思いますが、今回の整理というのは、一定程度目標調達量への反映がなされたということで、まずは安定供給に寄与するということでありますし。

他方で、いたずらな目標調達量の増加にもつなげないという意味では、妥当な整理ではないかと思われるところであります。

こうしたことから、今後の容量オークションの目標調達量、具体的には、25年度実需給向けの追加オークション、あるいは、28年度向けのメインオークションというのが、これから待っているわけですが、こうしたところに向けての対応としては、今回の調整力需給バランス評価等に関する委員会の整理に沿って算定を行っていくこととしてはどうかというのが結論でございます。

以降のページは、参考にまた載せておりますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

容量市場は以上でございます。

続いて、資料7、ベースロード市場についてもご説明をさせていただきます。

ベースロード市場につきましては、1月31日に第4回のオークションが行われましたので、その結果の振り返りをまずはしておきたいと思っております。あわせて、内外無差別の卸売の取組が達成されたエリアの制度的供出量控除の考え方について、この制度検討作業部会でも11月28日にご議論をいただいたところでありますけれども、その中では、今後事業者へのヒアリングも必要だというふうにしておりましたので、その結果のご報告も含めて、今後の対応についてご確認をいただきたいと思っております。

3ページに参りますと、第4回オークションの応札量であります。売応札40.7億kWh、買応札33.3億kWhということで、第4回というのは、これまでも最も3回に比べると少ないという結果となっておりますけれども、今回も同様に、売り、買い、ともに少ないという結果になりました。

他方で、4ページですけれども、約定率という意味では、5.9%ということで、過去の第4回の結果と比べても高い水準にはなっております。総じて、23年度は約定率は高く推移したという結果になりました。

5ページのほうには、東日本エリア、西日本エリア、それぞれの約定価格をお示しております。

そして、6ページ以降は、19年からの結果をまとめたものになっております。

6ページ、ベースロード市場の売応札量の推移でありますけれども、年々制度的供出量の減少というのも手伝って、売応札量というのは減少している状況でございます。

7ページのほうは、買応札と、それから事業者数の推移でありますけれども、買応札量も減少傾向にあるということで、23年度は特に少ない結果となっております。22年度は、それまでの傾向からは、ぐっと伸びておりましたけれども、23年度は少ない結果となりました。

また、各回の傾向としては、1回目よりは、2回目以降のほうが参加事業者数が多い。3回目で多くの事業者数が約定するというのが、22年度を除く傾向というふうになっております。

8ページのほうは、ベースロード市場における約定量と約定率の推移をお示してありますけれども、既に申し上げたように、23年度は約定率が高いということで、目線もある程度合ってきたのかなというところでもございます。

9ページでありますけれども、こちらは23年度のオークションから2年商品を入れている、あるいは1年商品の事後調整付取引を導入しているという状況の中で、1年商品と2年商品の供出量の配分も85%、15%というふうにしたところでございます。

今回、特に2年商品を見てみますと、売応札全体の5%~11%程度という結果になりました。これに対して、2年商品の買札、買応札全体の9~24%というふうになりまして、売り側の配分を、売応札の割合が買応札よりは多いというような結果となっております。

こういう意味からすると、次年度オークション以降も、買札にとっても売札は十分にあるという見方をすれば、次年度オークション以降も、この85%、15%という配分は、引き続き維持してもよいのではないかとこのところ、次年度以降は、基本はこれで考えてまいればと思っております。

続いて、二つ目、内外無差別な卸売りに関する制度的供出量の考え方ということで。まずは、事業者へのヒアリング、アンケートの結果を簡単にご報告したいと思います。詳細は、12ページ~16ページに、事業者の皆様からのご了解を得まして、名前はもちろんごさいせんけれども、結果をお示しております。

まとめますと、17ページ以降でございます。まず、多くの新電力が、電源へのアクセス環境が改善するならばという前提で、内外無差別の卸売が達成した場合には、ベースロード市場への制度的供出量が減少することに違和感がないというふうにお答えをいただいております。

その一方で、小規模新電力が参入できるアクセス性の容易性、あるいは相対卸契約への急激な移行への懸念といったところから、制度的措置の緩和・撤廃は、移行期間を残すとか、あるいは制度的措置を残すというような、そういうご希望のご意見も多かったと認識をしております。

また、内外無差別の卸売の取組が達成されたとしても、小売の価格競争ですとか、与信の困難さといった観点から、電源へのアクセスができないのではないかと懸念もありまして、引き続き、ベースロード市場が存続することからの調達を望むというような回答もあったところでございます。

こういう意見がある一方で、旧一般電気事業者からは、内外無差別の卸売と評価された場合には、撤廃をしてもいいのではないかと。あるいは、ベースロード市場に供出していた分の電力については、自社の相対卸契約に移行したいというようなご回答もありましたし、片や販路の一つとしてベースロード市場を活用する可能性があるというような、両面のご回答があったと認識をしております。

それから、4パラ目ですけれども、内外無差別な卸売へ全量供出できないということによるアクセスの阻害、ベースロード市場の結果を待っての相対交渉の開始といった点では、この制度的措置の存在によって、大規模発電事業者の卸売りに一部弊害があるんだというような可能性も示唆をされているところです。

こうしたところを総合的に踏まえますと、内外無差別の卸売の取組が評価されたエリアにおきましては、制度的措置を緩和していくというのは妥当ではありますけれども、ベースロード市場での取引を一定量確保する必要性もまだあるのではないかと考えられます。

こうしたことから、内外無差別の評価された事業者に限っては、相対契約料による控除上限を引き上げるというのも一案ではないかと考えております。

こうしたことから、18 ページでありますけれども、まず、第4回のオークションの応札状況ですとか、あるいはアンケートの結果を踏まえますと、控除量の上限值については、ベースロード市場に一定の供出がされるような設定をする必要があると考えております。

こうしたことから、適格相対契約控除量については、まず控除前の制度的供出量と比較すると、買札約 20～50%程度、約定量については5～12%程度であるという中で、この約定量は、より高めることも必要であろうとは考えられますけれども、買札との比較でいきますと、制度的供出量が 20%程度あるならば、売札量が約定量を上回るということでもって、買札と同等量が市場に応札されることで、市場の流動性への影響というのは限定的なのではないかと考えておりまして。

具体的には、19 ページですけれども、では 20%程度というのを最終的な制度的供出量と考えた場合には、長期相対契約料の控除というのも一部にあることを考えれば、適格相対契約料の控除上限は 70%というふうに、まずは設定をしてみるというのが妥当ではないかというふうに考えております。

なお、控除上限値については、引き続き取引条件の検証を行いながら、引き続き今後の可

能性を検討していくこととしたいと考えております。

ベースロード市場については、事務局から以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

二つ論点を伺いまして、一つは容量市場についての論点、もう一つはベースロード市場について約定結果のご報告と、あと制度的供出量についての論点ということでございます。

委員、オブザーバーの方々から自由にご意見、ご質問等をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。丁寧なご説明いただきまして、ありがとうございます。

まず容量市場でございますけれども私から1点だけ、2022年6月の高需要をやはり織り込むかどうかという課題に関しましては、ご提案いただいた暫定的な対応としては、今回は織り込まない方向で進めるということで、特に異論はございませんけれども、やはりこうした端境期における厳気象への対応、いわゆる10年に一度の不確実性の対応という観点からは、今回のその2022年6月の高需要が10年に一度なのか、それともそれ以上に異例なことなのかどうか、恐らく様々な見方があるように認識しておりますので、今後も議論を続けていただければというふうに思っております。

それで、ベースロード市場に関しましては、今回4回目の約定結果のご報告、丁寧に大変ありがとうございました。室長からもご意見があったとおり私も同じ意見でして、非常に4回目、約定率が過去最高であったということ、また過去の年度に比べても全体として、約定率が上がっているということから、私も売り手側と買い手側の相場観、目線が非常に合ってきているなど、ベースロード市場がかなり機能しているのではないかとというふうに認識を私も持っている次第でございます。

それで適格相対契約の上限控除のご提案、70%とすることに関しましては、賛成させていただきたいと思っております。それで特に供出側の観点に立てば、そうした措置が大変適切ではというふうに思っております。また、ベースロード市場に関しましては、やはり様々な見方があるというふうにも認識しておりますけれども、かなり与信の課題等でなかなか相対契約が難しい事業者様に対しては、ベースロード市場はかなり柔軟にアクセスできる大変貴重な市場であるという、そういうご意見もヒアリングでいただいたということでございますので、今後もそうした使いやすいベースロード市場、やはり機能させることは大変重要ではないかと、今回のヒアリングの結果を踏まえて思った次第でございます。

私からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。それでは中谷オブザーバー、お願いします。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の中谷でございます。

資料6の容量市場について発言させていただきます。春・秋の厳気象対応は、3月や6月といった端境期の需給が逼迫したことから、夏・冬以外の端境期においても高需要が発生する可能性を考慮して、「過去10年の中で最も厳しい需要」の考え方が取り入れられたと理解しております。

今回、2022年6月の実績は異例の高需要として除外することを暫定的な取扱いとするということですが、速やかに本格的な検討を実施し、今後の容量市場オークションの目標調達量に反映していただくよう、お願い申し上げます。

私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

よろしければ、國松オブザーバー、お願いします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。

私からベースロード市場に関しましてでございます。第4回の約定結果まとめていただいております。この価格、量に関しまして、どういう評価をしていくのかというのはいろいろな考え方があろうかと思っておりますが、第4回が一番価格が落ちる、先物価格と比べてもそれよりも低い価格がついている、こういったことをどう考えるのかというのは非常に難しい課題だと思っていて、ここの市場価格につきまして、どう監視していくとかということについては、私どももしっかり考えていかなければいけないと思っております。

状況変化がなければ、1回目が一番安くてその後に価格が上がっていくはずだと私は考えているんですけども、下がるとすれば、その間に状況変化があったということは、オークションでやっている以上はそういう形になるはずなんです、この間での状況変化というものがあつたのか、なかったというところはよく見て、市場監視という中ではしっかり私どももしていかなければいけないかなということを改めて思わせていただきました。

もう一点の、制度的な供出量、控除量に関しまして70%というところにつきましては、考え方として適当というように思っております。

先ほどご説明の中に小規模事業者さん、アクセスというものを確保するという視点のお話がありました。この視点、まさに大事であるわけですが、そうなりますと、今、買い手に課しております前年需要の過去19日目の値という。買える量に上限があるわけです。

この制約を撤廃したほうがいいのではないかと。規模が小さいところでありますと、ここがゼロになる可能性というのは非常にあって、特に地方自治体の電力でありますと、休みの日があればそこでは需要が落ちてしまうというのが、年間を通じて何日かございます。どう

しても19日目の数値が低いというのがありますので、これだけ利用というものがなされている実績を見れば、買い手にかけている制約というものの撤廃というのは24年度の取引分から見直すというものを検討いただいてもいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

続いて、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

ご説明いただきましてありがとうございます。

資料6と資料7、一点ずつで小宮山委員とほぼ重複はするんですけども、念のため申し上げておきたいと思いますが、資料6の容量市場ですけども、厳気象対応というところで6月の数字が本来なら使うべき数字を、少しいじって調整というような形をとっていて、ちょっと異常値的な形ではあるので、今回の対応については妥当だとは思んですけども、本来であると厳気象なのでそのリスクを見るという面では、そのまま数字を取ったほうが今の段階では妥当とも思えるので、ちょっとイレギュラーな対応をとっているということについては認識した上で、早急にここの数字の妥当性について、さらに詰めていく必要があるかなというふうに思います。

やはり我々どうしても人間だと、リスクが非常に稀頻度で大きい事象に関してはちょっと甘く見てしまう特性もあるので、ここをあまり甘く見過ぎないように、しっかり科学的に詰めていく必要があるかなというふうに思いますので、引き続き検討をOCTOさんのほうで進めるということだと思いますけども、お願いしたいと思います。

資料7はベースロード市場に関しては、基本的にはたたんでいくという方向だというふうに理解していますが、ただ、今回のご提案で、内外無差別を達成されたとしても、当面、しばらくどうなるかは分かりませんが残していったら、控除上限を引き上げるというような形の今回のご提案は、当面適切ではないかというふうに思いますので、支持したいと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いてエネットの齋藤オブザーバー、お願いします。

○齋藤オブザーバー

エネットの齋藤でございます。資料6につきまして、ご説明いただきましてありがとうございました。

今回、この内容については広域機関も含めて、これまで議論された内容について必要供給力における算定諸元の考え方を整理いただいたものと理解しております。

ちょっと今回の論点からは、ずれてしまうかもしれないんですが、次年度開始されるこの

実需給の状況を踏まえて、これまで整理してきたこの容量市場における目標調達量の設定方法というもの、これをこう振り返って評価検証するというのも必要なのではないかなというふうに少し考えているところがございます。

もちろん稀頻度リスクというようなものを実績で評価するのは、なかなかこれ難しいところではありますけれども、少し先の話にはなってしまうのですが、少しこの点も検討いただければありがたいというふうに思っております。

続いて資料7につきましては、アンケートの中でも事業者から電源のアクセスへの懸念というようなものも、示されているところがございますので、引き続き、この一定量が拠出されるような控除量の上限というものが設定されるというところについて、賛同いたします。

また12ページ目から14ページ目のアンケート結果にもありますように、内外無差別というものが達成されたというふうに評価をされていたとしても、この価格競争の観点であるとか、通告変更権の問題、あるいは電発電源の切り出しといった懸念が示されているということもございますので、こういった点にも目を向けたこの制度設計について検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続きまして、石坂オブザーバー、お願いします。

○石坂オブザーバー

東京ガスの石坂でございます。どうもありがとうございます。

容量市場の件で一点、厳気象対応分の取扱いについて発言させていただきます。

OCCTOの資料に示されているとおり、今回容量市場における目標調達量が2027年度の実受給対象で216万kW増加するということが示されました。これをどうしていくか、細かい議論はOCCTOの委員会に委ねるとしまして、必要な供給力はきちんと確保すべきだと思いますけれども、一方でお示しいただいているとおり、このコストは最終的には需要家に転嫁されるということになるので、必要供給量がいたずらに増加されない策については継続的な議論をお願いしたいと思います。

それに関連して一点コメントです。これはこの場というよりは電力システム改革の検証の場で議論すべきことなのかもしれませんが、10年に1回とされる厳気象の評価のやり方によって調達量が結構変動するという中において、容量市場が厳気象も含めてシングルプライスのままでよいのかどうかというのは、一度どこかで議論されたほうがよいのではないかと思います。厳気象の評価の仕方によって約定点が変化して、その結果全ての電源について単価が変動して、最終的にはそれが丸ごと全部需要家の負担になっているということなので、それが本当に適切なのかどうかという点です。

そうなると思ったときに、厳気象分の扱いをこれから見直すとなるとすると、約定におい

ても厳気象分を別扱いにした方がよいのではないかという議論をこれからするべきではないのではないかと思った次第です。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて菊池オブザーバー、お願いします。

○菊池オブザーバー

東北電力ネットワークの菊地でございます。ありがとうございます。

容量市場につきまして、私から一般送配電事業者の立場からコメントを申し上げます。ほかの方、事務局の方からご説明がありました、この厳気象の扱いのところ、資料6の2ページに記載しているところでございますが、こちらにつきまして、現状の制度としては、異存はございません。

ただ、これは、13ページにもいろいろ記載されておりますけれども、いたずらな目標調達量の増加につながらない、暫定的な取扱いということかと思っています。特に6月の高気温、高需要が顕在化するとか、今後とも高頻度で発生するような確率が高いということが見えてきた場合には、必要供給力、特に厳気象対応の算定条件の見直しも含めて考えていく必要があるかと思っています。

厳気象対応の取扱いにつきましては、広域機関様とも密に連携しながら、引き続きデータ検証、ご議論をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて、出光興産の小林様お願いします。

○吉田（小林オブザーバー）代理

出光興産です。説明いただきまして、ありがとうございました。ヒアリングを含めまして事業者の実態や要望を踏まえた整理、大変ありがとうございました。

制度的供出量の見直しにつきましては、定量的にはご提案、ご整理いただいたとおりかと思っておりますけれども、2点ほどコメントさせていただきます。

1点目、初めに、マーケットの規模を小さくしていくことは、市場が薄くなっていくという側面もありますので、この市場のメカニズムが、合理的な市場のメカニズムですとか、あるいは合理的なその価格形成が崩れていかないようにどう考えていくのかご留意いただければというのがまず1点目です。

もう一点は、本市場は中小、新電力を含めまして、多くの小売事業者にとって、例えば与信というようなハードルが低いことなどを含めまして、アクセスしやすい市場であるかと思っております。そういった価値も継続的に考慮していただければとも考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。 山次オブザーバーをお願いします。

○山次オブザーバー

広域機関の山次でございます。

調整力等委の整理についてご議論いただきまして、ありがとうございました。

この今、表示いただいている13ページにも書いておりますとおり、今回の内容を踏まえて、2025年度向け追加オークション、2028年度向けメインオークションに向けて進めてまいりたいと思います。

また、6月の取扱いにも様々コメントをいただきまして、ありがとうございました。その辺りも調整力等委の中でしっかりと議論してまいりたいと思いますし、実需給に向けた供給力確保の確認といったようなところも、これも容量市場検討会、あるいはこの場かもしれませんが、またしっかり進めてまいりたいと思いますが、少し先のことになるかと思っております。いよいよ4月から実需給というところ、これが初年度になりますので、しっかり対応してまいろうと思っております。

いずれにしても広域機関として、今回の整理を踏まえ、しっかり進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございます。

事務局からございますか。

○事務局

まだ、容量市場のほうは、今、広域機関の山次オブザーバーからあったとおりで、私のほうからは基本的には割愛をさせていただきます。よく連携をして検討をしていきたいと思っております。

そういう意味では、一点は石坂オブザーバーからもありましたように、容量市場の在り方というのは全体の制度設計の中で考える課題なのかなとも思いますので、よくご意見としては踏まえておきたいと思っております。

それからベアスロード市場については、おおむね今回のご提案についてはご賛同をいただけたと思っておりますけれども、各委員オブザーバーからも、ご意見、コメントいただいたように、様々事業者目線での視点は、今回のアンケート結果も大変参考になりましたので、これもまた改めて確認をしながら、今後については対応してまいりたいと思っております。

特に内外無差別が達成されたエリアにおける市場の状況というのも注視をしながら、対応を柔軟にとっていきたいと思っております。

また國松オブザーバーからもご提案をいただいたところ、ここはよく議論をさせていただきながら、検討を進めていければというふうに思っております。

事務局から以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。本日2点ご議論いただきました。

まず容量市場については、必要供給力の算定諸元をアップデートしていただいて、その容量市場に今後反映するかという方向性だと思っています。

若干ご議論で、ちょっと誤解がないように思ったんですけど、この2022年の6月について反映をしないということについて、暫定的と言っているわけですが、これは高いから暫定的に抜くという話じゃなくて、今、新しい方法でやっていこうとしている最中において、まだ方法論が確立していないので、暫定的な措置として抜くということであって、高いから抜いているわけじゃないということの誤解だけだきように。資料に書いてあるんですが、ちょっとしっかりそこは踏まえていただければと思います。

2点目は本日、ベースロード市場におけるオークションの結果と、あと制度的供出量の控除についての考え方をいただいたところでございまして、方向性としてご異論なかったのかなというふうに思います。

おっしゃるように合理的な価格形成がなされていくことが重要なわけですが、当然のことながら広域的な価格設定形成は、合理的な水準での与信リスクの負担というものと、しっかり見合った形でしか形成されないというふうに思っています。

本日先物価格との比較みたいなものをいただきましたが、実際のところベースロード市場というものを、既存の市場の組合せの中で作ることも可能じゃないかというふうなことも考えられると思います。ベースロード市場の今後についても、既に方向性は議論されているところだと思いますが、ベースロード市場を今後より合理的な価格形成の場として、どう発展させていくのかというのは、議論させていく必要があるのではないかとということだと思います。

ありがとうございます。いずれにしても、さらに具体的な検討をそのようにして進めていただければと思います。

ちょっとお時間相当いただいておりますが、最後資料8と9、事務局にご用意いただきますので報告書をお願いします。

○事務局

容量市場につきまして、前回までご議論いただいた内容を踏まえまして、事前に委員、オブザーバーの皆様からご意見をいただいた上で、資料8、十五次中間取りまとめ(案)、資料9、ご意見と考え方ということでお示しをしております。

今後、パブリックコメント等の手続を経て取りまとめていく予定でございます。内容は割愛させていただきますが、報告は以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。もし、特段のご異論がなければ、この形で・・・進めさせていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

3. 閉会

○大橋座長

ありがとうございます。

本日、ご用意させていただいた議題は以上ですけれども、全体を通じて、ご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

本日、朝早い時間から、2時間を超えるお時間頂戴しまして、本当にありがとうございます。

よろしいようですので、以上で第89回の作業部会を閉会といたします。本日も活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。